

## 目 次

飛騨匠の歴史 .....	1
飛騨高山匠の技 デジタルアーカイブ .....	11
日本の美 飛騨デザイン「ミュージアム飛騨」 .....	80
参 考 文 献 .....	85
文部科学省私立大学研究ブランディング事業について .....	86



# 飛驒匠の歴史

「飛驒匠」という言葉は、日本のモノ作りの代名詞ともなっており、海外にも昔から知られている。ここでは、飛驒匠の基本的な歴史情報と、現在の飛驒匠にかかわる精神性について紹介する。

## 1 飛驒工の制度

### ① 飛驒匠の徴発（出役）規定

養老2年（718）の養老令（賦役令）の「斐陀国条」にあり、それ以前、大宝元年（701）の大宝令に「斐陀国条」に相当する規定があったと考えられている。さらに、それ以前の飛鳥浄御原律令（689）でも制度があったと考えられている。平安時代中期頃まで存続した。

### ② 斐陀国条

凡<sup>およそ</sup> 斐陀国<sup>ひだのくに</sup>は、庸<sup>よう</sup> 調<sup>ちよう</sup> 俱<sup>しちよう</sup> 免<sup>ちよう</sup> ぜ<sup>しちよう</sup> よ、里<sup>さと</sup> 毎<sup>ごと</sup> に 匠<sup>たくみ</sup> 丁<sup>よぼろ</sup> 十<sup>じゅう</sup> 人<sup>にん</sup> を 点<sup>ちよう</sup> せ<sup>しちよう</sup> よ〈四<sup>し</sup> 丁<sup>しちよう</sup> 給<sup>ちよう</sup> 廩<sup>しちよう</sup> 丁<sup>しちよう</sup> 一<sup>いち</sup> 人<sup>にん</sup> を 給<sup>ちよう</sup> え〉、  
一<sup>いち</sup> 年<sup>ねん</sup> に 一<sup>いち</sup> と 一<sup>いち</sup> 回<sup>かい</sup> 替<sup>か</sup> え よ、余<sup>よちよう</sup> 丁<sup>ちよう</sup> は 米<sup>こめ</sup> を 輸<sup>ゆ</sup> し、匠<sup>たくみ</sup> 丁<sup>ちよう</sup> の 食<sup>しょく</sup> に 充<sup>ちよう</sup> て よ〈正<sup>せい</sup> 丁<sup>ちよう</sup> に 六<sup>りく</sup> 斗<sup>と</sup>、次<sup>じ</sup> 丁<sup>ちよう</sup> に 三<sup>さん</sup> 斗<sup>と</sup>、  
中<sup>ちゆうなん</sup> 男<sup>なん</sup> に 一<sup>いち</sup> 斗<sup>と</sup> 五<sup>ご</sup> 升<sup>しょう</sup>〉

▶ 律令制度下の飛驒国は、中央政府に納める税である租・庸・調のうち、庸・調が全て免除されていた。代わりに里（郷）ごとに匠丁10人を出役せよという規定であった。

### ③ 当時の飛驒国の郡と郷名（3郡あり、各郡から飛驒匠が徴用された。）

**大野郡** <sup>おおはら</sup> 大原・<sup>さいぐさ</sup> 高山盆地、<sup>あへ</sup> 三枝・上枝、<sup>やまくち</sup> 阿拜・宮か久々野高根朝日か、<sup>やまくち</sup> 山口・丹生川、  
山口

**荒城郡** <sup>あきみ</sup> 名張・名張、<sup>あそぶ</sup> 荒城・宮地、<sup>あくみ</sup> 深河・古川、<sup>あまると</sup> 鮑見・小島、小鷹利、<sup>あまると</sup> 余戸・白川か  
<sup>かきへ</sup> 宮川、<sup>あそぶ</sup> 高家・太江、<sup>あそぶ</sup> 遊部・神岡～上宝)

**益田郡** 益田・金山～下呂、秋秀・益田北部一帯

### ④ 徴用基準

- ▶ 匠丁4人ごとに廩丁（食事などの世話役）1人 合わせて毎年100人前後
- ▶ 任期は1年
- ▶ 匠たちが持参する米の負担は、匠丁以外の課丁（課役に該当する男性）に課せられた。負担割合は、**中男**（17～20歳）は1斗5升、**正丁**（21～60歳）は6斗、**次丁**（61～65歳）は3斗とそれぞれに数量が決められている。

### ⑤ 飛驒匠の用語

- ▶ 斐陀匠丁・ひだしょうちょう
- ▶ 匠丁・しょうちょう、たくみのよぼろとも読む
- ▶ 飛驒工・ひだこう、ひだたくみ

今昔物語では「飛驒工（ひだたくみ）」と表記される

▶ 余丁・よちょう 在飛の者

▶ 飛驒人

万葉集卷十一・二六四八「かにかくに 物は思はじ 斐太人の 打つ墨繩の ただ一道に」

▶ 修理職・しゅうりしき

弘仁9年（818）に設置、令外の官で、皇居の造営・修理を担当する官司。延喜式に見られる人員は工部60人、仕丁227人、飛驒工63人。

▶ 木工寮・もくりょう

行政組織である宮内省の被官。製材、土木、宮廷の家具、祭具などの製作専門職員。その中で、常勤の専門職員が「長上工<sup>ちやうじやうこう</sup>」。その内訳は、木工8人、土工2人、瓦工2人、ろくろ工1人、檜皮工1人、鍛冶工2人、石灰工1人（続日本後記 承和2年9月1日条）。この木工寮に、飛驒匠37人が配属されていた。

▶ 左甚五郎

左甚五郎は落語でも取り上げられ、江戸時代の優秀な匠として知られている。実像は謎に包まれている。「左家」という実在の家が四国にあり、飛驒の甚五郎がなまっただという説もある。

## ⑥ 飛驒匠の待遇

▶ 税の代償ではなく、時の中央政府に「税を免じてまでも必要」と認められ、制度化された制度であると考えられている。

▶ 上京した飛驒匠は奈良時代に「造営省・木工寮」、平安時代に「修理職（しき）・木工寮」に所属した。

▶ 飛驒から匠の逃亡について政府への上申書（類聚三代格 834年）

上申書の内容は次のとおり。上京した匠丁が帰郷せず、他の場所に移ってしまう。このため人不足になり、在国者は繰り返して上京しなければならず、家族もはなればなれになり村里が荒れ果てている。飛驒匠は木工を主とする、より専門的な職掌だったが、都に着いたとき、既に木工技術を持っていたと考えられる。飛驒の国においては、一定水準の木工職人を順次安定供給できる基盤があったであろう。

▶ 都では、飛驒に木工技術者の供給を依存していて、通常の庸調のあり方を変更してまで、飛驒匠丁の条文を設けている。

▶ 匠の逃亡

・『日本後紀』延暦15年（796）11月条 逃亡した飛驒工について

・『類聚国史』弘仁10年（819）11月条 330～350日を250～300日に変更

・『類聚三代格』承和元年（834）4月25日官符 地元からの上申

・しかし、飛驒国を捕縛したとの報告はなかった。

・都での労役が終わった飛驒工は引く手あまたの状態であった。

## ⑦ 飛驒匠が通った奈良への道

- ▶ 上り14日、下り7日

(『延喜式』927年「主計上」京都まで。奈良への日数は左記に1日加える)

- ▶ 高山—東山道飛驒支路—東山道—草津で東海道と合流—山科から奈良へ南下

## ⑧ 都の変遷

### 飛鳥時代 (593~710)

ア 豊浦宮 592~⇒ イ おわりだのみや 小墾田宮 603~⇒ ウ 飛鳥岡本宮 630~⇒

エ 田中宮 636~⇒ オ 百濟宮 640~

<明日香の地>

カ 板蓋宮 643~ キ 難波長柄豊崎宮 645~ ク 飛鳥宮 655~

ケ 近江大津宮 667~ コ 飛鳥浄御原宮 672~

サ 石神遺跡⇒A期 7世紀前半~斉明(さいめい)朝(655-661)

B期・7世紀後半、天武(てんむ)朝(672-686)ころ

C期 7世紀末、藤原宮(ふじわらきゅう)(694-710)のころ

シ 藤原京 (694~710) 初めての本格的都、国家としてふさわしい大規模な都

### 奈良時代 (710~794)

ス 平城京 (710~740) セ 恭仁京 (740~744) ソ 難波京 (744~745)

タ 紫香樂宮 (745~745) チ 平城京 (745~784) ツ 長岡京 (784~794)

### 平安時代 (794~1185、または1192)

テ 平安京 (794~1180)

ト 福原京 (1180、半年で京に戻る)

このように都が幾度となく変遷し、また、中央集権国家の強化によって都の規模は大きくなっている。宮殿造営の膨大な仕事を生み、大陸の建築技術を受容する技術集団の必要性が高まっていた。そのため、飛驒の山林の中で優れた木工技術を育てていた技術集団が、都の造営作業に求められてゆくことになる。

## 2 斐陀国条

里(36町步)ごとに匠丁など10人を出せという法令。飛驒国から100人余が出役した。匠丁の徴発に関する規定は養老2年(718)成立の養老令に見られるが、大宝元年(701)制定の大宝律令にも同様の規定があったと考えられている。遠く飛鳥の頃より造宮や造都に参画し、その実績が高く評価されて庸・調という税を免じてまでも、時の中央政府が必要と認めて、制度化

された。一国を特定した規定は全国唯一であり、制度がなくなる平安末期まで、都へ出役した飛驒の匠は、延べ4～5万人にも達する。

養老律令は、大宝元年(701)に制定された大宝律令に改訂を加えたもので、天平宝字元年(757)に施行された。大宝律令の原文は現存しないが、ほぼ養老律令に継承され、また後に作られた令条文の注釈書である『令義解』『令集解』によって、かなりの部分が判明する。

\*大宝律令⇒刑法にあたる6巻の「律」と刑法以外の諸制度である11巻の「<sup>りつ</sup>令<sup>りょう</sup>」

## 造宮省・修理職

遷都などのより大規模な建築・修造を担当するのが、造宮省(前身は造宮職)・修理職等である。これらはいわゆる令外官(律令に規定される官司ではない)であって、臨時の工事のために設けられたものである。木工寮が常置の官司であり、日常的な宮廷の調度製作、営繕に従事するのに対し、造宮省は、おそらく平城宮建設のために設けられたものであり、奈良時代の何度にもわたる都の移動にも大きな役割を果たしたと推測される。木工寮・修理職合わせて百人の飛驒匠丁が二つの官司に所属していたことになる。

## 3 租庸調 中国の制度を元にして、日本風に改定された。

**租** 田租、3～10%の税で、秋に納入、国衙の財源

**庸** 正丁(21歳～60歳)、次丁(61歳以上)に賦課。

本来労役だったが、代納物として布、米、塩を都へ納入。庸米、庸布といった。

衛士、采女の食糧、公共事業の雇役民への賃金、食糧財源となった。

・庸布民衆から運脚が指命され、官道(七道)により、都まで担いで運ばれた。

**調** 正丁(21歳～60歳)、次丁(61歳以上)、中男(17歳～20歳)に賦課。

繊維製品の納入が基本、代わりに特産品、貨幣でもよかった。官人の給与となった。

**雑徭** 国司が治水工事、国衙修築などのために徴発。

正丁⇒年間60日以下が原則

次丁⇒年間30日以下が原則

中男⇒年間15日以下が原則

※飛驒は庸、調が免除。

## 4 古代の律令

\* 律⇒刑法 令⇒刑法以外の諸制度 格⇒修正・補足法令 式⇒施行規則

① 近江令 おうみれい 天智元年(662)、天智天皇

※律令制を指向する単行法令を総称、令22巻

② 飛鳥浄御原令 あすかきよみはられい 持統3年(689)、持統天皇

※戸籍、班田収授など

③ 大宝律令 大宝1年(701)、文武天皇 \* 飛驒匠条項が定められている。

※律6巻 令11巻 \* 原文は現存しないが、ほぼ養老律令に継承

- ※<sup>りようのぎげ</sup>令義解 天長10年(833)に作られた大宝令、養老令の解説書
- ④ 養老律令 天平宝字元年(757)、孝謙天皇 35巻現存  
 ※律10巻12編 令10巻30編  
 ※<sup>りようのしゅうげ</sup>令集解 868年頃に作られた養老令の私選注釈書  
 平安時代前期まで効力があつた。(格式で補いながら)
- ⑤ <sup>こうにんきやく</sup>弘仁格 弘仁11年(820)、嵯峨天皇  
 ※大宝元年(701)～弘仁10年(819)までの格を編纂
- ⑥ <sup>こうにんしき</sup>弘仁式 弘仁11年(820)、嵯峨天皇  
 ※大宝元年(701)～弘仁10年(819)までの式を編纂
- ⑦ <sup>じょうがんきやく</sup>貞観格 貞観11年(869)、清和天皇  
 ※全12巻、弘仁11年(820)～貞観10年(868)までの詔勅官符集
- ⑧ <sup>じょうがんしき</sup>貞観式 貞観13年(871)、清和天皇  
 ※大部分散逸
- ⑨ <sup>えんぎきやく</sup>延喜格 延喜7年(907)、醍醐天皇  
 ※全12巻、貞観11年(869)～延喜7年(907)の詔勅官符集
- ⑩ <sup>えんぎしき</sup>延喜式 康保4年(967)、村上天皇 \*写本が完全な形で残り、諸研究に引用。  
 ※全50巻、約3300条
- ⑪ <sup>るいじゅうさんだいきやく</sup>類聚三代格 11世紀  
 ※全30巻と伝わる。全12巻本と全20巻本が現存。  
 8～10の格式をまとめたもの。

## 5 木簡等に見る飛驒匠

### ◆第一次大極殿院の東楼

大極殿院南門の脇にそびえた楼閣建物 「造東高殿飛驒工□」

### ◆西隆寺の東門地区

神護景雲元年(767)、西隆寺の建立を発願 「斐太工三人」

### ◆西大寺 天平神護元年(765)

大野郡大領の飛驒国造高市麻呂が造西大寺大判官に任命され、飛驒匠も動員されたと考えられている。高市麻呂は天平勝宝元年(749)、飛驒国分寺に知識物を献じたことで外正七位下から外従五位下に叙せられた。

## 6 飛驒匠の逃亡

8世紀後半から9世紀には逃亡の記事が見られ、任期を終えても帰国せず、貴族などに雇われた者も多かった。貴族たちが飛驒匠を抱え込んで、邸宅の建設にあたらせたのも当然で、都

の宮殿、大伽藍、貴族の邸宅の多くは飛騨匠によるものとも思われている。

都には多くの木工技術者がいたが、律令で飛騨匠と規定されるほど、飛騨の人々の技術は秀でており、需要が高かった。

『日本後紀』延暦 15 年（796）11 月条

天下諸国をして逃亡せる飛騨工を捜捕し、もし容隠あらば違勅罪に課せ。

## 7 飛騨の古代寺院

- |  |                             |
|--|-----------------------------|
| ① 寿楽寺廃寺  | 飛騨市古川町太江左近                  |
| 忍冬文の単弁六弁蓮華文軒丸瓦で、尾張元興寺や河内野中寺とも類似が指摘されている華麗なもの。百済系といわれる単弁八弁蓮華文軒丸瓦は 7 世紀中葉とされ、飛騨の古代寺院の中では最も古い寺院とみられる。 |                             |
| ② 杉崎廃寺   | 飛騨市古川町大字杉崎字あわら地内            |
| ③ 沢廃寺  | 飛騨市古川町上気多沢                  |
| ④ 古町廃寺   | 飛騨市古川町向町古町                  |
| ⑤ 上町廃寺   | 飛騨市古川町上町久中                  |
| ⑥ 塔の腰廃寺  | 高山市国府町広瀬町塔の本、塔の前            |
| ⑦ 安国寺廃寺  | 高山市国府町西門前                   |
| ⑧ 堂前廃寺   | 高山市国府町木曾垣内                  |
| ⑨ 名張廃寺   | 高山市尾国府町名張道玄                 |
| ⑩ 石橋廃寺   | 高山市国府町広瀬町石橋                 |
| ⑪ 光寿庵跡   | 高山市国府町上広瀬屋鋪                 |
| ⑫ 四十九院跡  | 高山市中切町字四十九                  |
| ⑬ 東光寺跡   | 高山市漆垣内町字東光寺                 |
| ⑭ 三仏寺廃寺  | 高山市三福寺町字落し                  |
| ⑮ 飛騨国分寺跡   | 高山市総和町 1 丁目 83 番地 国分寺境内     |
| ⑯ 飛騨国分尼寺跡  | 高山市岡本町 2 丁目 128 番地 辻が森三社境内地 |
| ⑰ 大幢寺跡   | 高山市一之宮町                     |

## 8 飛騨国分寺

天平 13 年（741）、聖武天皇の発願により、日本全国に国分寺、国分尼寺を建てるよう詔勅が出された。飛騨にも国分寺、国分尼寺が建てられた。国分寺の遺構は、現在、総和町にある国分寺の地下に眠る。

## 9 飛驒国分尼寺

尼寺は辻ヶ森三社の社殿地下に眠る。国分尼寺は全国的にも例のない正面一間分が吹き放しで、現存する興福寺東金堂や唐招提寺金堂と同様式。唐招提寺金堂（部材に781年伐採材が使われており築造はそれ以降）よりも早い創建と思われ、天平勝宝9年(757)頃には完成していたと考えられている。奈良と飛驒にしか存在しないデザインの「吹き放し」構造から、都と飛驒の活発な交流が裏付けられる。

## 10 新羅の僧行心は飛驒へ

686年(朱鳥元年)9月9日に天武天皇が崩御した。第3皇子である大津皇子(おおつのみこ)、同年10月2日に親友の川島皇子の密告により、謀反の意有りとして捕えられ、翌日に磐余(いわれ)にある訳語田(おさだ)の自邸にて自害した。持統天皇とその子草壁皇子の策略であった。

この大津皇子をそそのかしたとして、天文卜筮てんもんぼくぜいに通じた新羅の僧行心が飛驒の伽藍に流された。本来は死罪だが、天文学の知識、技術を惜しまれて飛驒の伽藍に流された。この飛驒の伽藍は現在、飛驒市太江にある「寿楽寺」である。

### てんもんぼくぜい 天文卜筮とは

飛鳥時代、日本に本格的に入った学術知識の一つ。古代中国では、天球の中心にいる天帝の意思や地上の出来事が天文現象に現れるのだという考えがあった。夜空の星々は天帝とその周囲を取り巻く官人、庶民であり、地上と同じように天上世界を構成。天帝の意思を受けて統治者となったのが天子(日本では大王、天皇となる)で、天子の統治が順調であれば天文現象も順調だが、彗星、日食等の異常現象が現れればそれは天からのメッセージであり、天文学者は何かの予兆か読み解き天子(天皇)に内緒で奏上した。これが天文博士の重要な仕事であった。日本でも、飛鳥時代から天文に大きな関心をもたれた。

(文責 田中 彰)

飛驒の匠略年表（5～10世紀）

年号	西暦	できごと
雄略 12	467	10月10日※木工鬮鷄御田（つげのみた）、勅を奉じて始めて楼閣を建てる。  御田罪あり処刑される場所であったが、秦酒公（はたのさけのきみ）の引く琴や歌などで、天皇がその罪を赦した。（日本書紀）  ※飛驒の匠の初見 “わかたけの天皇、ひたのたくみみたにおほせて、たかとのをつくらしめたまふに -云々- 「宗尊親王（天慶6-943年）日本紀 宴歌」
雄略 13	468	9月 木工猪名部真根（いなべのまね）、罪を得て刑を受けるところになったが、同伴のものが歌を作って悲しんだので天皇も悟ってこれを赦した。（日本書紀）
用命 2	587	天皇不子。鞍部多須奈（くらべのたずな）、天皇のため出家を請うて坂田寺を建て丈六仏を造立した。（日本書紀）  多須奈は、帰化人司馬達等の子で、この頃、飛驒に来住、神女をめぐって※一子をもうけた。（和漢三才図絵）  飛驒の月ヶ瀬の女が、谷川に映る月をすくって呑み※身ごもる。 （飛驒の伝説） ※鳥仏師の誕生
推古 7	599	木工鞍作止利（くらづくりのとり・鳥仏師）奈良京に入る。
推古 14	606	4月 止利、元興寺（安居院）に丈六仏像。仏像が大きすぎて堂に入らず、止利の考案で堂を壊さないで仏像を納めた。5月、この功績により、位と近江国坂田に水田20町を賜った。  このころ奈良法隆寺に釈迦三尊像、薬師像などを造立。
推古 30	622	聖徳太子 薨去
大化 2	646	大化の改新の詔を發布  孝徳天皇に至って始めて木工寮を置き、荒田井直比羅夫（あらたいあたひらふ）を以て将作大匠（たくみのつかさ）となし、工人を監督させる。
白雉 元	650	10月荒田井直比羅夫に、宮の堺標を立てさせる。比羅夫は、飛驒の匠の出身とも伝えられる。
朱鳥 元	686	大津皇子謀反に連座し、新羅僧行心、飛驒の伽藍へ流される。（日本書紀）
持統 8	694	飛驒国荒城郡の人弟国部弟日（おとくにへおとひ）が、白い蝙蝠（こうもり）を採って献上
大宝 2	702	大宝律令施行  飛驒を下国とし、守（かみ）・目各（さかん）1人、史生（しじょう）3人を置く。  4月8日 斐陀国から神馬を献上。天下に大赦
養老 2	718	養老律令賦役令施行し、『斐陀匠条』の附則を定めた。  “凡ソ斐陀国ハ庸調俱ニ免ゼヨ。里ゴトニ匠丁十人ヲ点ゼヨ。四丁ゴトニ廝丁一人ヲ給ヘ。一年ニ一タビ替ヘヨ。……” 近江国野洲郡三上村（御上神社縁記）

年号	西暦	できごと
養老 6	722	木工寮に史生4人を置き、飛驒の匠37人を置く。(続日本紀)
天平 12	740	飛驒国から白狐や白雉を献上
天平 13	741	3月 国分寺、国分尼寺の造営を発願 - 飛驒国分寺の建立 -
天平 17	745	4月 甲賀宮造営に従事する飛驒の匠 38人 10月17日 奈良宮 飛驒の匠 19人 甲賀宮 “ 18人 10月21日 奈良宮 飛驒の匠 27人 甲賀宮 “ 18人と記録される。(大日本古文書)
天平宝字 6	762	石山に諸院が建てられる。従事者のうちから功績の多い工匠の1人に“木工散位寮散位従八位下勾猪麻呂(まがりのいのまる)斐太国”とある。(正倉院文書)
天平宝字 年中		万葉集が撰定される。飛驒の匠に関する歌が2首ある。 <u>云云物者不念斐太人乃打墨繩之直一道ニ(かにかくにものはおもはじひだひとのうつすみなわのただひとみちに)</u> <u>斐太人之真木流云爾布乃河事者雖通船曾不通(ひだびとのまきながすというにふのかわことはかよえどふねそかよはぬ)</u>
延暦 13	794	檜前杉光(ひのくまのすぎみつ) 豊楽院造営 (新猿楽紀)
延暦 14	795	8月 平城京落成。うち豊楽院は飛驒の匠の造営と伝えられ、この匠と絵師 百済河成(くだらのかわなり)がそれぞれ技を競う。(今昔物語 巻24)
延暦 15	796	11月飛驒の匠の逃亡が相次いだため、太政官は諸国へ逮捕を布告 (日本後紀) 嵯峨天皇 ~ 淳和天皇(809-832)の頃、韓志和(からのしわ)、中国に渡り ※1 皇帝穆宗(ばくそう)に仕えたと伝えられる。飛驒国分寺の※2木鶴大明神は、一説には、これを祀るといわれている。 ※1「異称日本伝」著 松下見林 (1693年刊) ※2 江戸本所回向院で出開帳 (1795年)
弘仁 2	811	5月 飛驒の匠の逃亡は、法の違反であり、庸調未進として厳罰処分する令を出す。
弘仁 5	814	5月 逃亡した飛驒の匠を捜索するよう太政官令で重ねて全国に布達。逮捕できない場合は、国元の飛驒から代わりを差し出すことを命じた。(飛驒編年史要) そのため、飛驒の各郷では、恐れをなして荒廃したと伝えられる。
弘仁 10	819	11月17日、飛驒の匠の1カ年の役限を定めた1カ年300日以下250日以上とする。以前は、350日以下330日の労役が課せられていたが病気休日等もあり、勤めの条件をゆるくする。(日本逸史)
承和 元	834	4月、太政官は、飛驒の匠の逃亡について、これを逮捕するよう指示し、かくまったものには違勅罪を適用すると布達 ※太政官令には、“其飛驒之民、言語容貌既異他国、雖変姓名、理可疑”

年号	西暦	できごと
貞観 6	864	9月14日 年季を終り帰国した飛驒の匠の当年の徭(よう)を免じた。(政事要略)
貞観 8	866	2月19日 飛驒の匠の定員数100人を60人に減員変更した。
貞観 18	876	朝堂院神泉苑の作事があり、この年より飛驒の匠100人宛に貢進 (飛驒編年史) この年4月大極殿火災
元慶 元	877	4月9日 大極殿再建工事始まり、飛驒の匠へ賜饗が饗あった。飛驒の匠60人 (三代実録)
元慶 3	879	10月8日 大極殿が落成し、その宴に飛驒の匠も歌舞して祝う。饗応にあずかった飛驒の匠20人。 (三代実録) 11月25日 権大工弟国部高継(おとくにべたかつぎ)に外従五位下を授けられる。 (飛驒編年史)
元慶 5	881	飛驒の匠100人を60人に減員変更 (三代実録)
仁和 3	887	大工猪名部有吉に外従五位下を授けられる。 (飛驒編年史)
延長 5	927	12月 延喜式が完成 中務省(なかむしょう または なかつかさしょう)時服条(じふくじょう)に“木工寮 飛驒の匠37人、修理職 飛驒の匠63人”とある。(延喜式)
延長 6	928	5月29日 平安京大内裏朝堂院の中門、会昌門の火を飛驒の匠らが消し止めた。 (扶桑略記)
応和 元	961	11月20日 天徳4年に炎上した内裏が再建完成し、飛驒の匠にも賜宴があった。 (日本記略) (史料大綱) 一条天皇時代(986~1016) “飛驒の匠某妙手のきこえあり、技工をもって花ふらせたりなど”と伝えられる。 (飛驒編年史要) “そよ。その、工匠(たくみ)も繪師も、いかでか、心にはかなふべきわざならむ。近き世に、花降らせたる工匠も侍りけるを。さやうならむ変化の人もがな。” 岩波書店日本古典文学大系(源氏物語、宿木の巻)
保元 元	1156	3月26日 内裏の棟上げが行われ、飛驒へは玄祥門があてがわれた。 (大日本古文書)
応長 元	1311	飛驒の匠、飛驒権守藤原宗安、白山長瀧寺の大講堂を建てる。